

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(行ニ)第41号
裁判官除斥申立て事件
決 定 日 令和7年6月18日
裁 判 所 最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官 岡 村 和 美
裁 判 官 三 浦 守
裁 判 官 尾 島 明
裁 判 官 高 須 順 一
当 事 者 等 申立人 野川 等
申立人 [REDACTED]
申立人 [REDACTED]
申立人 白石 由貴
申立人 岩村 匡斗
上記5名代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

基本事件の表示 最高裁判所令和6年(行ナ)第68号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ては理由がない。

令和7年6月18日

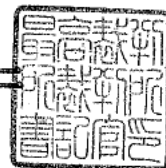
最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真二

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 阿部 真二



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(行ニ)第42号
裁判官忌避申立て事件
決 定 日 令和7年6月18日
裁 判 所 最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官 岡 村 和 美
裁 判 官 三 浦 守
裁 判 官 尾 島 明
裁 判 官 高 須 順 一
当 事 者 等 申立人 野川 等
申立人 [REDACTED]
申立人 [REDACTED]
申立人 白石 由貴
申立人 岩村 匡斗
上記5名代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

基本事件の表示 最高裁判所令和6年(行ナ)第68号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ては理由がない。

令和7年6月18日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真二

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 阿 部 真 二



裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(行ニ)第43号
裁判所調査官忌避申立て事件
決 定 日 令和7年6月18日
裁 判 所 最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官 岡 村 和 美
裁 判 官 三 浦 守
裁 判 官 尾 島 明
裁 判 官 高 須 順 一
当 事 者 等 申立人 野川 等
申立人 [REDACTED]
申立人 [REDACTED]
申立人 白石 由貴
申立人 岩村 匡斗
上記5名代理人弁護士 近藤 博徳 ほか

基本事件の表示 最高裁判所令和6年(行ナ)第68号
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ては不適法である。

令和7年6月18日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 阿部 真二

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 阿 部 真 二

